四日市市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月31日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第36号

四日市市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市立保育所条例施行規則(昭和26年四日市市規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

(保育時間等)

- 第4条 保育所の開所時間及び保育時間 は、次のとおりとする。
 - (1) 開所時間は、11時間とする。
 - (2) 保育短時間は、午前8時30分から午後4時30分までとし、保育標準時間は、原則として午前7時から午後6時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、保育短時間の児童については、市長が必要と認めたときは、保育標準時間までを上限に保育時間を延長することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、保育短時間及び保育標準時間の児童については、市長が児童の保護者に労働条件その他やむを得ない事情があると認めたときは、保育標準時間を超えて1時間の範囲内で保育時間を延長することが

(保育時間等)

第4条 <u>保育所の保育時間は、原則とし</u> <u>て午前8時30分から午後4時30分</u> までとする。

2 保育所の開所時間は、11時間の範囲内で市長が定めるものとする。ただし、市長が児童の保護者に労働条件その他やむを得ない事情があると認めたときは、1時間の範囲内で保育時間を延長することができる。

できる。

別表(第2条関係)

保育所名	定員
	(人)
四日市市立	1 4 0
富洲原保育園	
四日市市立	1 1 0
富田保育園	
四日市市立	1 5 0
羽津保育園	
四日市市立	200
ときわ保育園	
四日市市立	1 4 0
日永中央保育園	
四日市市立	1 4 0
四郷保育園	
四日市市立	1 2 0
笹川保育園	
(略)	
四日市市立	1 5 0
内部保育園	
四日市市立	9 0
塩浜西保育園	
四日市市立	5 0
磯津保育園	
四日市市立	100
神前保育園	
四日市市立	100
桜台保育園	
四日市市立	9 0

別表(第2条関係)

保育所名	定員
	(人)
四日市市立	1 2 0
富洲原保育園	
四日市市立	9 0
富田保育園	
四日市市立	1 2 0
羽津保育園	
四日市市立	1 6 0
ときわ保育園	
四日市市立	1 1 0
日永中央保育園	
四日市市立	1 2 0
四郷保育園	
四日市市立	100
笹川保育園	
(略)	
四日市市立	1 3 0
内部保育園	
四日市市立	6 0
塩浜西保育園	
四日市市立	4 0
磯津保育園	
四日市市立	8 0
神前保育園	
四日市市立	9 0
桜台保育園	
四日市市立	7 0

坂部保育園	
四日市市立	100
あがた保育園	
四日市市立	8 0
八郷西保育園	
四日市市立	100
下野中央保育園	
四日市市立	8 0
下野保育園	
四日市市立	1 3 0
大矢知保育園	
四日市市立	1 1 0
保々保育園	
四日市市立	1 4 0
海蔵保育園	
(略)	
四日市市立	1 3 0
中央保育園	
(略)	
四日市市立	1 2 0
くす南保育園	

坂部保育園	
四日市市立	9 0
あがた保育園	
四日市市立	6 0
八郷西保育園	
四日市市立	7 0
下野中央保育園	
四日市市立	6 0
下野保育園	
四日市市立	110
大矢知保育園	
四日市市立	100
保々保育園	
四日市市立	1 2 0
海蔵保育園	
(略)	
四日市市立	1 2 0
中央保育園	
(略)	
四日市市立	9 0
くす南保育園	

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(こども未来部保育幼稚園課)